

下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価基準

下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の評価を行なうにあたっては、以下の項目によるものとする。

1. 評価にあたっての基準

●農地利用最適化推進委員として、地域の農地所有者や農業者の信頼を得て農地利用の調整を公正かつ円滑に実施していく必要があることから、推薦の場合は次に示す順で評価する。（農業委員候補者評価基準同様）

①地元地域団体（自治連合会、まちづくり協議会）推薦

農業関係団体（土地改良区、農業協同組合、農業共済組合、集落営農法人等）推薦

②その他団体からの推薦

③地元農業者等からの推薦（一般推薦）

④一般応募（自薦）

●農地利用最適化推進委員として、地域の農地所有者や農業者の信頼を得て農地利用の調整を公正かつ円滑に実施していく能力、および農業に関する識見を必要とすることから、次に示す内容も同様に評価する。

- ・農業委員、農地利用最適化推進委員の経験者。
- ・経営を次世代に譲った農業者、または普及指導員経験者。
- ・認定農業者である個人、若しくは認定農業者である法人の業務を執行する役員等。
- ・農業関係機関、団体における職歴、役職経験を有している。
- ・実際に農業経営を行なっている者。

●農地利用最適化推進委員は、地域住民と常に連携し、遊休農地解消活動等に対して地域内の地理的情報収集、熱意と意欲のある活動を求められることから、担当区域内に居住している者を評価する。

●農地利用最適化推進委員の高齢化に配慮し、60歳未満を評価する。

●現職の農地利用最適化推進委員に女性が少ないことから、女性を評価する。

●「推薦する理由」、「抱負」または「応募する理由」が、農地利用最適化推進委員として適切であり、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有すると判断できるものであり、担当区域において積極的な活動を期待できるものであるか評価する。